

(表 面)

※ 登 録 番 号			
※ 狩 猟 免 許			
※ 損 害 の 賠 償			
※ 放鳥獣猟区の区域の登録の有無			
※ 施行規則第 65 条第 1 項第 7 号、第 8 号又は第 9 号に規定する者か否かの別			
※ 整 理 番 号		※ 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

狩 猟 者 登 録 申 請 書				写 真			
静岡県知事 様							
年 月 日							
ふりがな氏 名							
生年月日	年 月 日						
住 所				収 入 証 紙			
電話番号							
下記のとおり、狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 56 条の規定により、申請します。							
記 (1) 登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用する猟具の種類、免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日(第二種銃猟免許に係る登録の場合に限り、所持する免許の種類にレ印を付すこと。なお、第一種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第二種銃猟免許に係る登録を申請し、所持する免許の種類の第一種銃猟免許の口にレ印を付すこと。)							
網猟免許	1 網	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号		交付年月日	
わな猟免許	2 わ な	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号		交付年月日	
第一種銃猟免許	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号		交付年月日	
第二種銃猟免許	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類 ☐ 第一種銃猟免許 ☐ 第二種銃猟免許					
		都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号		交付年月日	

(裏 面)

(2) 狩猟をする場所					
1 県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号に規定する者か否かの別(該当の□にレ印を付すこと。)					
☐ 第7号(許可捕獲等をした者)に該当 ☐ 第9号(認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者)に該当 ☐ 第8号(許可捕獲等に従事した者)に該当 ☐ いずれにも該当しない					
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別(該当の□にレ印を付し、対象鳥獣捕獲員である場合は、対象鳥獣捕獲員として所属している市町の名称を記載すること。)					
☐ 対象鳥獣捕獲員である ☐ 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町名 ()			
(5) 免許の効力の停止の有無(該当の□にレ印を付し、免許の効力の停止の期間がある場合は、その期間を記載すること。)					
☐ 有 ☐ 無		停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(6) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日(第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)					
第一種銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃所持許可証番号		交付年月日	
	散弾銃				
	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
第二種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項					
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済者期間	
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資産保有					
(8) 職業					
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者					
4 販売従事者 5 農林業作業者 6 漁業作業者 7 採鉱・採石作業者					
8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者					
11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職					
(9) 個人情報の取扱いについて 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手続等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムで一元的に管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意していただくことが必要です。					
個人情報の提供(国が提供する情報システムでの管理)の同意			1 同意する 2 同意しない		

記載上の注意事項

- 1 登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 3 (1)は、狩猟免許の種類及び使用する猟具の該当番号を○で囲むこと。また、特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下であるものをいう。）を所持している者にあつては、狩猟免許の番号の下に「特定ライフル銃」（当該特定ライフル銃を令和7年3月1日より前に取得していた場合にあっては、「特定ライフル銃（既得所持）」）と記載すること。
- 4 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 5 (8)は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番号を○で囲むこと。
- 6 (9)は、該当番号を○で囲むこと。
- 7 ※印欄には、申請者は記載しないこと。